

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

西原町役場の地球温暖化対策実行計画

平成22年度～平成26年度

平成22年4月

沖縄県西原町

目 次

第1章 基本的事項

1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・・・・・3
2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入・・・・・・・・4
2. 施設整備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第4章 推進・点検体制

1. 実行計画の推進・点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2. 実行計画の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3. 実行計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき、町の事務、事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための計画（以下、実行計画という。）として策定するものです。

本町の事務事業の実施に当たっては、実行計画に基づき温室効果ガスの排出を抑制するための取組みを実践し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

※地球温暖化対策の推進に関する法律

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

2. 計画期間

計画の期間は平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

（温室効果ガス排出量を算出する基準年度は、平成20年度とします。）

3. 対象範囲

対象範囲は、表 1 に定める町が行う事務事業とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外としますが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請します。

また、本来であれば、役場全体から排出される一般廃棄物（ゴミ）も算定の対象ではありますが、一部事務組合で一括処分しており、正確な処理量が算定できないため、調査対象外とします。

表 1

施設名	施設名（教育委員会）
西原町役場庁舎	坂田小学校・幼稚園
西原保育所	西原小学校・幼稚園
坂田保育所	西原東小学校・幼稚園
西原児童館	西原南小学校・幼稚園
西原東児童館	西原中学校
坂田児童館	西原東中学校
リサイクルヤード	中央公民館
東崎都市緑地	町立図書館
上下水道庁舎	町民体育館
公用車	学校給食共同調理場
資源ごみ収集車	東崎公園
	ふれあいバス
	給食配送車

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、抑制対象とする温室効果ガスは、法律で定められた 6 種類のうち二酸化炭素を対象とします。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

西原町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素排出量は、3,746 t-CO₂である。

区分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	3,746 t-CO ₂

* 詳細については、別紙参照

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成20年度の二酸化炭素排出量を要因別に見ると燃料種別（図2-1）では、電力の使用による排出量が最も多く、全体の93%を占めている。

施設別（図2-2参照）に見ると、学校等（教育委員会の施設）が最も多く、次いで役場庁舎、その他の施設の順となっている。

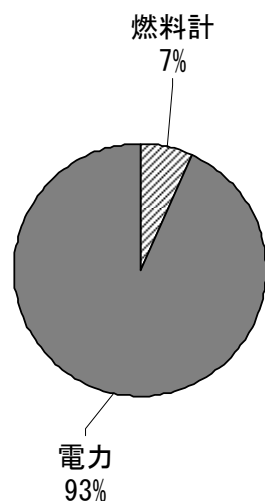


図2-1 燃料種別排出割合

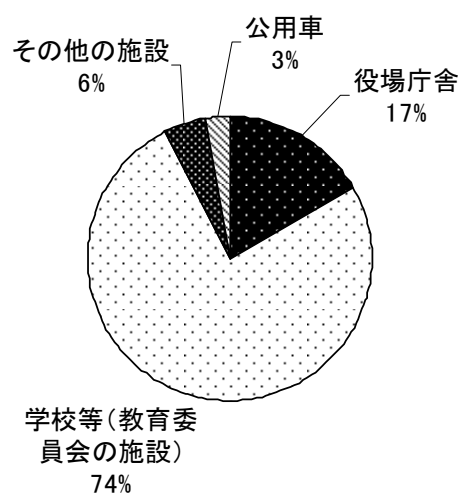


図2-2 施設別排出割合

3. 削減目標

平成20年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成26年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指します。

区分	基準年度排出量 平成20年度	削減目標	目標年度排出量 平成26年度
二酸化炭素 (CO ₂)	3,746 t-CO ₂	5%	3,559, t-CO ₂

第3章 具体的な取り組み

1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・ 役場庁舎、小学校等に太陽光発電の導入を図ります。

2. 施設整備の改善等

- ・ 施設の新築、改築をするときは、環境に配慮した工事を実施し、適正な管理に努めます。
- ・ 高効率照明への買い替えを順次行います。
- ・ 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図ります。
- ・ 公共施設の緑化を推進します。

3. 物品購入等

- ・ 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをするときには、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- ・ 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。

4. その他の取り組み

(1)電気使用料の削減

- ・冷房の使用は、室内の温度が 26℃以上又は湿度が 70%以上の場合とします。(ただし、法令等で別に定められている場合はこの限りではない。)
- ・冷房の設定温度は、室内温度が 25℃以下にならないように設定します。
- ・冷房のフィルター等は、定期的に清掃します。
- ・効果的、計画的な事務処理に努め、時間外勤務の削減を図り点灯時間の削減に努めます。
- ・時間外勤務をする際は、必要な場所だけ照明をつけ、冷房の使用を控えます。
- ・昼休みは原則消灯し、昼窓等の最低限の場所のみ点灯します。
- ・トイレ、会議室、給湯室等は退室時に必ず消灯します。
- ・退庁時に電気機器の電源が切られているかを確認し、「庁舎戸締り等点検表」に記入することとします。
- ・OA 機器等の電源をこまめに切るように努めます。

(2)燃料使用料の削減

- ・急発進、急加速しない。
- ・車輛を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・公用車から離れるときは必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。
- ・公用車に不要な荷物を積んだままにしない。

(3)ごみの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図ります。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・使い捨て容器の購入は極力控えます。

(4)用紙類

- ・庁内 LAN を活用し、不要な印刷は避けます。
- ・再生紙の購入に努めます。
- ・用紙の裏面利用を徹底します。
- ・会議資料・内部資料の簡素化に努めます。

- ・配布物は、原則として両面印刷します。
- ・外注印刷物には、再生紙の使用と両面印刷を指定します。

(5)水道

- ・日常的に節水に心がけます。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努めます。

(6) 環境に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行います。
- ・通勤における徒歩、自転車の利用を推奨します。

第4章 推進・点検体制

1. 実行計画の推進・点検

各部署では、随時、計画の実施状況の把握、点検、評価を行い、計画の推進と改善のための検討を行います。

2. 実行計画の公表

計画の進捗状況及び直近年度の温室効果ガス排出量については、ホームページ等により公表します。

3. 実行計画の見直し

計画の円滑な推進を図るため、点検結果や進捗状況をもとに、必要に応じて計画の見直しを行います。